



加 監 発 第 5 6 号
平成30年12月26日

加 須 市 長 大 橋 良 一 様
加須市議会議長 福 島 正 夫 様
加須市教育委員会教育長 渡 邊 義 昭 様

加須市監査委員 秋 本 政 信

加須市監査委員 小 坂 裕

平成30年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を別添のとおり報告します。

平成30年度定期監査結果

I 監査の対象

部 課	
	秘書課
	市民相談室
総合政策部	政策調整課、シティプロモーション課、市民協働推進課 業務改善課、財政課、管理契約課
総務部	総務課、職員課、人権・男女共同参画課、市民課 税務課、収納課
上下水道部	下水道課、水道課
	会計課
議会事務局	議事課
生涯学習部	教育総務課、生涯学習課、文化・学習センター スポーツ振興課、図書館課
学校教育部	学校教育課、学校給食課

II 監査の期間

平成30年10月30日～平成30年12月25日

III 監査の範囲

平成29年度において課長決裁又は加須市随意契約ガイドライン等に基づき行われた随意契約（いずれも一部抽出※）の事務手続等

- ※監査対象
- ・加須市事務決裁規程により課長専決とされた、おおむね5万円以上50万円以内の随意契約であって、節又は細節の区分によりそれぞれ金額上位10件以内のもの。
 - ・加須市随意契約ガイドライン等に基づき1者による随意契約を行ったもの。

IV 監査の方法

今回の監査は試査（サンプル調査）であるが、随意契約に関する事務の手続について

て、関係法令等に従って適正に処理されているか、さらに契約を行った事業等が当該目的に対し経済的かつ効率的であるかについて監査を実施した。

監査の実施に当たっては、必要な資料及び関係書類の提出を求め、関係職員からの説明を聴取し実施した。

V 監査の結果

今回の監査対象とした随意契約は、主に契約書の作成を省略できる契約金額50万円以下のものであるが、関係法令、条例、規則、要綱などに基づき、適正に事務処理されていなければならないものである。

しかし、課長決裁で処理できるものは比較的少額であり、かつ、他課又は他部のチェックが入ることなく担当課内で事務処理できることから、前例踏襲や担当職員・課長における契約事務手続（決裁区分・決裁金額を含む。）の確認不足等により、是正や改善を図るべきものが見受けられた。

また、3者以上の業者から見積書を徴取すべきところ、加須市随意契約ガイドライン等の適用誤り等により1者による随意契約を行っている事例も見受けられた。

については、本監査報告を踏まえ、適正な事務執行の確保に向けて速やかに改善されるように望むものである。

また、本監査における具体的な監査結果を後述するとともに、関係課への意見をいくつか主なものを述べるものとする。

随意契約について

1 随意契約の意義

随意契約は、地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法であり、一般競争入札を原則とする契約方法の例外である。

随意契約は、競争に付する手間を省略することができ、また、契約の相手方を任意に選定する方法であることから、特定の信用、経験、能力等のある業者を選ぶことができる。

また、この方式は、契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の能率化にも寄与するという長所を持っている。

しかし、随意契約は、その運用を誤ると公平性が欠如し相手方の固定化を招くおそれや、業者選定の仕方によっては適正な価格で行われるべき契約が、ややもすれば不適正な価格で行われるという短所を持っている。

2 随意契約によることができる場合

地方自治法第234条第2項は、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とし、この規定を受けた地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの要件に該当する場合に限り随意契約を行うものができることとされ、その内容を要約すると次のとおりである。

(1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が施行令に定める範囲内において契約規則で定める額を超えないとき。

契約規則で定める額は次のとおり。

ア 工事又は製造の請負 130万円

イ 財産の買入れ 80万円

ウ 物件の借入れ 40万円

エ 財産の売払い 30万円

オ 物件の貸付け 30万円

カ 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

(3) 障害者支援施設などにおいて製作された物品を買い入れる契約をするとき、又はシルバー人材センター、母子福祉団体などから役務の提供を受ける契約をするとき。

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産す

る物品を買い入れる契約をするとき。

- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

3 市の随意契約への対応

市では、随意契約ができる場合とされた施行令の内容をより具体的かつ客観的に明記するものとして「加須市随意契約ガイドライン」を定めている。

また、契約事務に関するものとしては、「加須市契約規則」をはじめとし、「加須市建設工事等契約事務取扱要綱」、「加須市物品購入等契約事務取扱要綱」、「建設工事等契約事務フロー」、「物品購入等契約事務フロー」を定め、事務執行の適正化を図っている。

さらに、契約金額に係る事務決裁区分については、「加須市事務決裁規程」の中で定めている。

4 監査の着眼点

今回の監査対象となった案件を一部抽出してその決裁原本を確認し、法令や市で定める事務手続に則り適正に処理されているのかを調査した。

具体的には起工伺、随意契約理由、見積業者数、契約締結伺、契約金額、契約書を省略した場合の請書の徴取等を確認した。

なお、やむを得ず1者からの見積書徴取とした場合、その理由が妥当であるかについても確認した。

5 具体的な監査結果

今回の監査対象となった課における結果は、次の表のとおりである。

また、関係課の当該契約事業等の内容について、経済性や効率性等の観点から見た監査結果については、表の次に示した。

監査結果一覧について

(単位：件)

課(局・室)名	抽出 件数	起工何無	随契理由 無 又は誤り	見積 無	見積経 過調書無	契約書 (請書)無	決裁 区分 誤り	備考	
秘書課	1	0	1	0	0	0	0	随意契約による理由を起工何に明記されたい。	
市民相談室	6	0	0	0	0	0	1	課長決裁区分の誤りあり(上位者の決裁必要)。	
総合政策部	政策調整課	3	2	2	2	2	0	予算執行に当たり起工何等を整えられたい。	
	シティプロモーション課	12	0	2	0	0	7	課長決裁区分の誤りあり(上位者の決裁必要)。 ガイドラインの適用誤りあり。	
	市民協働推進課	19	9	11	3	3	9	0	緊急修繕の場合でも、最低1者からの見積書を徴取し、決裁による意思決定、請書等の徴取等を徹底されたい。
	業務改善課	13	0	0	0	0	2	1	課長決裁区分の誤りあり(上位者の決裁必要)。
	財政課	1	0	0	0	0	0	0	
	管理契約課	13	0	0	0	0	0	0	
総務部	総務課	37	0	25	1	1	1	0	随意契約による理由を決裁文書に明記されたい。
	職員課	5	0	0	0	0	0	0	
	人権・男女共同参画課	15	0	1	0	0	6	0	契約に伴う請書等の徴取を徹底されたい。
	市民課	13	0	0	0	0	9	0	契約に伴う請書等の徴取を徹底されたい。
	税務課	8	0	0	0	0	0	0	
	収納課	4	0	0	0	0	0	0	
上下水道部	下水道課	49	0	4	0	0	0	1	1者随契の場合、その理由を決裁文書に明記されたい。
	水道課	22	0	8	0	0	0	0	随意契約による理由を決裁文書に明記されたい。
会計課	2	0	0	0	0	0	0		
計	223	11	54	6	6	29	10		

議会事務局	議事課	2	0	0	0	0	0	0	
-------	-----	---	---	---	---	---	---	---	--

(単位：件)

課(局・室)名		抽出 件数	起工伺無	随契理由 無 又は誤り	見積 無	見積経 過調書無	契約書 (請書)無	決裁 区分 誤り	備考
生涯 学習 部	教育総務課	60	0	5	0	0	11	0	契約に伴う請書等の徴取を徹底されたい。
	生涯学習課	35	0	5	0	0	0	0	随意契約理由の適用誤りあり。
	文化・学習センター	40	3	4	0	0	7	0	契約に伴う請書等の徴取を徹底されたい。
	スポーツ振興課	26	3	7	1	1	1	0	起工伺等の不備な委託契約あり。
	図書館課	10	0	0	0	0	0	0	
学校 教育 部	学校教育課	35	28	29	27	27	26	0	予算執行に当たり起工伺をはじめとする契約手続書類を整えられたい。
	学校給食課	37	1	6	1	1	1	0	1者随契の場合、その理由を決裁文書に明記されたい。
教育委員会計		243	35	56	29	29	46	0	

※契約書及び請書等を省略できるのは「特に軽微な契約」に限られており、その判断が関係課において大きく差異があったため、今回の調査では、それらがなかった実数に基づきカウントしている。

関係課への意見について

総合政策部

○政策調整課

- ・ 市政についての話し合い時に配るお茶については、飲み残した場合を考慮し、紙パックからペットボトルに変更してはいかがか。

○市民協働推進課

- ・ 市民プラザのホール関係の保守（特に照明設備保守点検）について、設置業者以外で可能かどうか検討されたい。

○管理契約課

- ・ 小規模契約登録事業者への修繕工事の発注については、複数の業者が請け負えるよう工夫をされたい。

総務部

○総務課

- ・ 本庁舎低木剪定等業務委託については、経費削減を図るべく、設計書及び見積書徴取業者の見直しをされたい。

○職員課

- ・ 職員駐車場除草業務については、環境政策課及びまちづくり課と連携して除草剤の活用等の研究をされたい。

議会事務局

○議事課

- ・ 議員健康診断業務については、本庁舎における職員健康診断業務との一本化の調整を図り、時間を分けて実施するなど、コスト削減に向けた工夫をされたい。

生涯学習部

○教育総務課

- ・ 学校の樹木伐採については、発注時期の統合を図るなどして経費削減に努められたい。

○文化・学習センター

- ・ ピアノ保守点検委託については、市内業者からの見積書を徴して検討してはいかがか。
- ・ 未来館の除草業務委託については、利根川上流河川事務所が除草業務を発注する業者に委託しているが、別の業者からも見積書を徴して金額を比較していただきたい。

○スポーツ振興課

- ・こいのぼりマラソン大会選手提供飲物の契約について、競争性を発揮できるような事務改善を図っていただきたい。
- ・監査対象となった文書の提出までに多くの日数を要しており、ファイリングシステムの適正な運用を図られたい。

学校教育部

○学校教育課

- ・監査対象となった文書の提出までに多くの日数を要しており、ファイリングシステムの適正な運用を図られたい。

○学校給食課

- ・食器洗浄剤については、他社と比較を行い、経費の削減を図られたい。
- ・警備業務委託について、他社への変更が可能かどうか確認するなど、委託料の削減に向けた検討をされたい。

関係課全般

- ・保守点検について、機器の導入業者以外で可能かどうか確認するなど、点検費用の低減に向けて検討をしていただきたい。
- ・改めて決裁区分の再確認をされたい。
- ・随意契約によることができるものか、契約の種類及び金額の再確認をしていただきたい。